

大企業内部留保 過去最高313兆円

賃金減 役員報酬・配当増

15年度法人企業統計

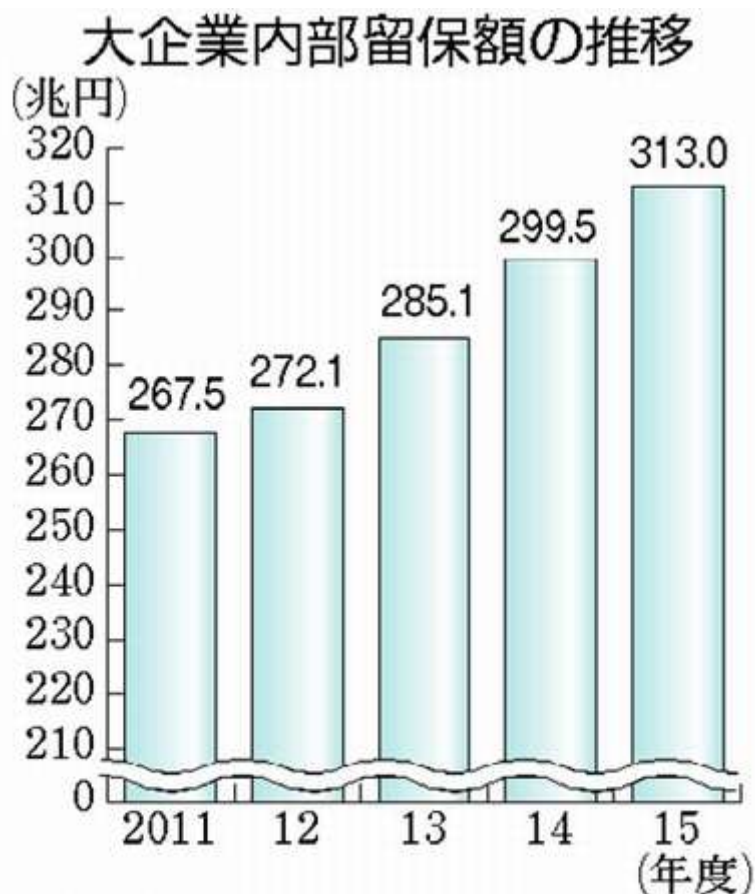
しんぶん赤旗 2016年9月
2日(金)

財務省が1日発表した法人企業統計によると、大企業(資本金10億円以上)の2015年度の内部留保は前年度を13・5兆円上回る313兆円で史上最高額を更新しました。配当や役員報酬も前年度を上回ったものの、従業員1人当たりの賃金は減少。大企業がもうかれれば家計に回るという安倍晋三政権のトリクルダウン政策の破たんを示しました。

法人企業統計は営利企業の実態などを把握するために財務省が企業の決算内容をまとめたもの。15年度の調査結果で大企業の経常利益は総額40・2兆円、当期純利益は26・2兆円といずれも史上最高額を更新しました。

従業員への賃金総額は前年度より増えたものの、1人当たり賃金は年間1・8万円減少の561・7万円。賃金の低い非正規労働者が増えたためとみられます。一方、役員報酬は総額(8600億円)でも1人当たり(1865万円)でも前年度を上回り、役員と従業員の格差は広がりました。

株主への配当金は前年度の1・4倍を超える17・3兆円。国税と地方税を合わせた法人3税負担額は前年度を200億円下回り、8・49兆円でした。



財務省「法人企業統計」から資本金10億円以上の大企業(金融・保険業を除く)について集計

介護保険料 40歳未満に負担拡大

厚労省審議会 反対意見が続出

しんぶん赤旗 2016年9月2日(金)

厚労省は8月31日の社会保障審議会介護保険部会で、40歳以上となっている保険料の支払い年齢を引き下げることを提起しました。これに対し、「子育て世代の新たな負担増は納得がえられない」など反対意見が相次ぎました。

介護保険料は現在、65歳以上（1号被保険者）と40～64歳（2号被保険者）に分けて徴収しています。

厚労省は、高齢化に伴う介護費用の増加や被保険者の減少をあげて、月約5500円の65歳以上の保険料が2025年度には8000円を超えると説明。40歳以上の人口が2021年をピークに減少していく推計を示し、40歳未満への負担拡大を求めました。

委員からは、「若い現役世代へのしわ寄せであり、給付のない負担は保険になじまない。反対だ」（健保組合連合会）、「新たな負担増は納得が得られない。反対だ」（日本商工会議所）との声が相次ぎました。

「中長期的には避けられない」とした日本医師会も「現時点では時期尚早」と表明。「財源の問題でもあり、介護保険部会で議論して理解が得られるものではない」（全国老人保健施設協会）との指摘も出ました。

また厚労省は、介護保険制度と障害者福祉サービスを統合して、介護保険の対象を拡大することについても検討を求めました。

これについて、委員からは「障害者福祉のサービスは税財源で、介護保険と結びつけるのは難しい。（利用者に応益負担を導入した障害者自立支援法をめぐる）違憲訴訟があったことも踏まえ、障害サービスを保険料で賄うことには慎重な検討が必要だ」（全国市長会）の声が上がりました。

中重度者「重点化」条件なし

厚労省審議会 サービス見直し提起

しんぶん赤旗 2016年9月2日(金)

厚生労働省は8月31日の社会保障審議会介護保険部会で、要介護1・2の軽度者を切り捨て、中重度者への「重点化」を前提にしたサービス内容の見直しを提起しました。

見直しの内容は(1)自立支援・重度化予防へ「通所リハビリ」と「通所介護」の役割見直し(2)中重度者への在宅サービス普及(3)特別養護老人ホームの役割見直しと有料老人ホームの適正運営・入居者保護(4)高齢、障害、児童など福祉サービスの地域提供体制づくり。

委員からは、中重度者への在宅サービスに関して「机上のサービスが多く現場では使い勝手が悪い。さらなる要件緩和が必要」（日本医師会）、「中重度者では医療依存が増える。事業者の人材育成への支援が必要」（日本介護福祉士会）などと重度者「重点化」の条件がないことが指摘されました。

認知症の人と家族の会の花俣ふみ代常任理事は、負担増・給付抑制に反対する要望書を同日、厚労省に提出したことを説明。「『中重度者を支える』という視点がしっかりこない。複合的な機能を持っているサービスこそ、要介護1・2の認知症の人にとって重要だ」と述べました。

要介護1・2の「生活援助」を縮小する一方、「配食」など保険外サービスを拡大すると

の厚労省の提起に関しては、民間介護事業推進委員会の代表が「市町村の制限、指導があり、いかに柔軟にできるかを国が示す必要がある」として規制緩和を求めました。

昨年度から新規入所者が要介護3以上に制限された特別養護老人ホームの役割見直しについては、「重度化、見取り対応のため職員の業務と報酬の見直しが必要」（日本医師会）との意見が出されました。

主張

防衛省概算要求

戦争法を推進する軍拡やめよ

しんぶん赤旗 2016年9月2日(金)

防衛省は2017年度軍事予算の概算要求について、過去最大の5兆1685億円とすることを決めました。史上初めて5兆円を突破した16年度当初の軍事予算からさらに1143億円も上積みしようとするものです（2・3%増）。安倍晋三政権が年末に決定する17年度当初予算案で軍事予算が16年度に続き5兆円を突破し、過去最大を更新する可能性が大きくなっています。重大なのは、憲法9条を踏みにじる戦争法の本格運用に向け、自衛隊を「海外で戦争する軍隊」に改造する方向をいっそう際立たせていることです。極めて危険な軍拡要求です。

2年連続の5兆円超狙う

軍事予算は、第2次安倍政権の発足（12年末）によってそれまでの減少傾向から増額に転じ、当初予算で13年度から4年連続増額を続け、16年度には5兆541億円に膨れ上がりました。防衛省の概算要求の増額は今回で5年連続となり、安倍政権下での軍拡をさらに加速させようとするものです。

17年度の軍事予算は、安倍政権が決定した「中期防衛力整備計画（14～18年度）」（中期防）の4年度目に当たります。防衛省は今回の概算要求について、中期防に基づき「統合機動防衛力の構築に向け、引き続き防衛力整備を着実に実施」するためとしています。

「統合機動防衛力」とは、陸・海・空自衛隊が一体となって、海外派兵をはじめ多様な軍事作戦を迅速かつ継続的に展開することを狙いにしています。今回の概算要求でも、「島しょ部に対する攻撃への対応」を口実にして、「迅速な展開・対処能力の向上」が強調されています。

具体的には、海外への上陸侵攻作戦を主な任務にする米海兵隊をモデルにした「水陸機動団」の創設に向け、引き続き垂直離着陸機V22オスプレイ（4機、393億円）や水陸両用車AAV7（11両、84億円）の取得、「おおすみ」型大型輸送艦の改修（12億円）を計上しました。現有の輸送機よりも航続距離が飛躍的に向上したC2輸送機（3機、667億円）や、戦車に匹敵する破壊力を持ちC2輸送機などで空輸可能な16式機動戦闘車（33両、237億円）などの取得も盛り込みました。

最新鋭の戦闘機F35Aの取得（6機、946億円）を継続し、米空軍と航空自衛隊の

戦闘機部隊が配備されている三沢基地（青森県三沢市）に空自の「臨時F35A飛行隊」（仮称）新設を計画しているのも重大な基地機能強化です。

新たな空中給油機KC46A（1機、318億円）を導入し、戦争法に基づく米軍機への給油も実施しようとしています。

在日米軍への「思いやり予算」も、1946億円（16年度当初予算比26億円増）を求めています。米側の減額拒否圧力を受けた露骨な大盤振る舞いです。

「軍学共同」加速許されぬ

防衛省が、大学や研究機関などに対し武器開発に応用可能な研究費を提供する「安全保障技術研究推進制度」に、16年度当初予算の6億円から18倍増の110億円を要求したのも大問題です。大学などを軍事研究の下請け機関に変質させるものとして許されません。

「海外で戦争する国」づくりを進める安倍政権の下で加速する軍拡にストップをかける世論と運動を広げていく必要があります。

関東大震災 朝鮮人犠牲者を追悼

過去の過ち、忘れぬ誓い

しんぶん赤旗 2016年9月2日(金)

関東大震災93周年朝鮮人犠牲者追悼式典が1日、東京都墨田区で開かれました。主催は、9・1関東大震災朝鮮人犠牲者追悼実行委員会。約200人が参加しました。

関東大震災のとき、「朝鮮人が井戸に毒を流した」などの流言が発生。軍隊や警察、自警団によって罪もない朝鮮人6000人以上、中国人700人以上が虐殺されました。式典は、犠牲者の追悼と、アジアの平和と安定に寄与することを願い、毎年9月1日に開催されています。

日朝協会東京都連合会の吉田博徳会長は開会あいさつで、「関東大震災時に発生した虐殺事件は、歴史研究によって確定されている事実である。この事件を永久に忘れないために、二度と起こさないために活動を続けてきた」と話しました。

日本共産党の、あぜ上三和子都議も参加しました。「過去の歴史と正面から向き合い、過去の過ちを認めて反省し、未来への教訓としていく。その国際公約ともいえる日本国憲法を守り、生かしていくことこそ現在の日本に強く求められていると考える」と追悼の辞を述べました。

式典に参加した女性（30）＝東京都新宿区＝は「関東大震災のことは知っていても、虐殺のことを多くの国民が知らない。もっと多くの人に広めていく必要がある。過去の歴史事実を認めてほしい」と話していました。



(写真) 金順子（キム・スンジャ）さんの追悼の舞＝1日、東京都墨田区

個人型年金、銀行・証券の熾烈な口座獲得争い

ネット証券が「超低コスト」武器に本格参入

東洋経済 2016年09月02日

数年前、金融機関がNISA（少額投資非課税制度）の口座獲得競争を繰り広げたことは記憶に新しい。NISA口座はひとり1つしか開設できず、また4年間は同一金融機関で口座開設しなければならないことから、各金融機関は口座獲得にしのぎを削った（その後規制緩和で4年規制は解除されている）。

結果として、この競争は多くのNISA口座の開設につながった。2016年3月末の段階で口座数は1012万と1000万口座を突破した。買い付け額も7.7兆円になる。口座数の53.8%、買い付け額の59.6%を60代以降が占め、高齢富裕層に利用状況が偏っているのは課題だが、ひとまず制度として普及・定着がなされたとみていい。

個人型DCの口座獲得競争が始まる

実は金融機関各社では2016年末にかけて「NISAの次」の口座獲得合戦の準備が進められている。個人型確定拠出年金（以下DC）がそうで、本年5月の法律改正により2017年1月から原則として現役世代の誰もが利用できるようになるからだ。

個人型DCは、個人型「確定拠出」年金という名称のとおり、定期的に払う掛金の額だけが決まっていて、受け取る金額は未確定というものだ。掛金が所得控除されるなど、税法上の手厚い優遇措置がある。これまでは企業年金のない会社員約2000万人や自営業者等約1740万人のみが利用できた。

今回の改正で特に注目されているのが、これを公務員約440万人と、企業年金のある会社員約1050万人、専業主婦（国民年金の第3号被保険者）約930万人が利用できるようになることだ。これにより6000万人を対象とする制度に拡充される。野村総研のレポートによれば、940万口座の開設可能性があるとされている。

今までは個人型DCの利用対象者が限られているため、銀行窓販の現場では投資信託セールスが優先されても、個人型DCの口座獲得が重視されることはほとんどなかった。しかし、今後は現役世代であって、企業型DCに加入していなければ、提案対象となりうるため、金融機関のセールストークも行いやすくなる。

特に地域系金融機関などは都道府県・市区町村の公務員の給与振込口座を多く抱えており、個人型DCの口座もあわせて獲得したいと期待が大きいようだ。

ところで、個人型DCには「事務手数料を顧客が実費で支払う」という他の金融商品にはみられない特徴がある。国民年金基金連合会（実施主体）、資産管理を行う信託銀行（事務委託先金融機関）、事務サービスやデータ管理を行う運営管理機関に対し、あらかじめ提示された月額費用が内枠で引かれていく仕組みだ。

個人型DCは掛金が所得控除になるため、月額1万円程度の掛金を入金さえすれば、このコストは税制メリットで相殺されるのだが、顧客視点でいえばなかなか理解が難しい。これに加え、投資信託を通じて資産運用を行えば、運用管理費用その他の投資コストが生じ、これも内枠で引かれる。

ただし、このコストは各社が自由に定めることができるので（国民年金基金連合会の費用は固定）、競争原理が働きうる。

商品、事務費とも安い組み合わせはなかった

今まで、個人型 DC の戦略でみられたのは「相対的に商品コストは高くて事務費用は安い」組み合わせか「商品コストは安くして事務費用は高い」かのどちらかだ。(ちなみに「商品コストも高くして事務費用も高い」という運営管理機関も少なくないのだが、ここでは触れないでおこう)

「商品コストは高くして事務費用は安い」の代表はスルガ銀行と SBI 証券で、一定の資産額(50 万円以上)があれば、毎月の事務コストは 167 円ですむ。ただし投資信託の信託報酬(運用管理費用)は比較的割高なものが多い。仮にスルガ銀行に 100 万円の資産残高があって、グローバル株・債券に投資する「マイストーリー・株 75」を保有しているとすると、運用コストが年 1.3%、事務コストが月 167 円とすれば、合計で約 1 万 5000 円を支払うことになる。

「商品コストは安くして事務費用は高い」組み合わせの代表はりそな銀行や野村證券で、事務費用は月 500 円程度取る(高いといっても、これが業界の標準的な個人型 DC の事務コストであるが)。しかし、投資信託の信託報酬(運用管理費用)については、(前述のマイストーリーと違って、インデックス型に連動するタイプではあるが)年 0.25%程度で国際分散投資を可能としており、低コストの資産運用が可能となっている。仮に 100 万円の 0.25%と月 500 円の手続コストとすれば 8500 円程度の年間コストということになる。

しかし、こうしたトータルコストの意識をもつのはちょっとした頭の体操が必要になるし、投資知識も求められる。これも個人型 DC の利用者数が伸びない要因のひとつであった。

しかし、シンプルな二極化ですみわけが進んでいた個人型 DC のコスト戦略に大きく変化が生じた。本年 4 月に SBI 証券が発表した投資信託ラインナップの追加拡充である。

投資信託の信託報酬(運用管理費用)については相対的に割高で、ともすれば事務コストの割安メリットを打ち消すかのような投資信託ラインナップであった SBI 証券が、超割安の信託報酬(運用管理費用)を示した投資信託をずらりと追加してきたのだ。日興アセットマネジメントの DC インデックスバランス(株式 80)などは年 0.216%の低コストである。これは業界に大きな驚きをもって迎えられた。

実は今回の DC 改正法では運用商品数の上限を別途定めるとしており、商品が何百本も並ぶようなことは認めないかまえた。むしろ法案準備段階での議論を見る限り行政は商品数を 20 本以下、多くても 30 本以下に抑えようとしており、SBI 証券は今回の追加でこの商品本数上限に達する可能性が高い。新規追加した商品を数年で除外するとは考えにくいため、従来あった高コストの投資信託が除外対象となるだろう。これはかなりの「攻め」の姿勢といえる。

楽天証券が新規参入で SBI に追随

同じネット証券として SBI 証券のライバルである楽天証券は今まで個人型 DC に加入していなかったが、この機をみて新規参入を果たすことを 7 月にプレスリリースした。ここでは SBI 証券と同じ「事務費用は安い」戦略を採用することを示し、SBI と同水準を提示とした。

楽天証券は 9 月に改めて個人型 DC の商品設計について発表を行うとしている。具体的な

運用商品のリストなどはここで提示されることになるが、ライバル視しているであろう SBI 証券より高い信託報酬（運用管理費用）の投資信託を並べてくるとは考えにくく「商品コストも事務費用も低い」の新規参入組となる可能性が高い。

すでに個人型 DC に地歩を築いてきた運営管理機関や、2017 年 1 月をにらんで商品の魅力の薄れていた運営管理機関は、こうした流れを受け「てこ入れ」をしてくるものとみられており、ここにも注目が集まっている。まずは「商品コストも高いし、事務費用も高い」というコスト高の個人型 DC を提示してきた運営管理機関がどこまでコスト面で頑張ってくるかに注目が集まる。

また楽天証券以外の個人型 DC 参入にも期待が集まる。今までネット証券では SBI 証券しか参入してこなかったがマネックス証券は動くのか。あるいは投資信託販売や NISA では積極性を出してきたネットバンクが個人型 DC については参入表明をするのが筆者のもっかの関心事だ。

「てこ入れ」組や「新規参入」組の発表は遅くとも年内に行わなければ他社に新規顧客を奪われることになるので、9 月から 11 月にかけては各社のプレスリリースが続くことになるだろう。今年の秋は、金融機関の個人型 DC に関する発表に注目してみたいだろうか。

山崎 俊輔 :フィナンシャル・ウィズダム代表 山崎 俊輔 Syunsuke Yamasaki フィナンシャル・ウィズダム代表 AFP、1 級 DC プランナー。消費生活アドバイザー。著書に『誰でもできる 確定拠出年金投資術』など。

サラリーマンが知っておきたいマネーテクニック

確定拠出年金で老後資金準備! 2017 年からは専業主婦や公務員も対象に

マイナビニュース [2016/09/02]

これまで専業主婦や公務員は加入できなかった確定拠出年金

確定拠出年金には「企業型」と「個人型」があります。会社が退職金制度として導入した「企業型」に加入している従業員の数は 2016 年 5 月末時点で約 580 万人にも及びます。

従業員は、会社に在籍している間、会社から毎月拠出される掛け金(投資資金)を自分で運用して老後に向けた財産形成をしていくことになります。「個人型」は主に自営業者等が老後資金を準備するために、自分で掛け金を拠出して運用していく仕組みです。

確定拠出年金制度がある会社を中途退職した場合は、その後の進路によって対応が変わります。転職先に確定拠出年金がある場合は転職先の制度(「企業型」)に加入しますが、自営業や専業主婦、公務員、確定拠出年金がない企業に転職する場合は、原則として「個人型」に移行することになります。

具体的には、口座管理手数料などのコスト水準や商品ラインナップなどから自分で銀行や

証券会社など、金融機関を選んで個人型確定拠出年金の口座を新たに開設し、それまで企業型の口座の中にあつた運用資産を移換して、原則 60 歳までは運用を継続することになります。

自営業者になる場合は、「個人型」の口座に自分の掛け金も拠出することができますが、専業主婦や公務員等になる場合、これまで(2016 年まで)は自分の掛け金を拠出できず、前の会社で積み立てた資産のみを 60 歳まで運用することしかできませんでした。

しかし、2017 年からは、専業主婦や公務員を含め、誰でも「個人型」の確定拠出年金を活用することができ、その口座に自分の掛け金を拠出して運用することができるようになります。

確定拠出年金の大きな優遇メリットは NISA をしのぐ

確定拠出年金は、原則 60 歳までは口座からお金を引き出して受け取ることができないという制約さえ受け入れることができれば、大きな税制優遇のメリットを享受することができます。それは NISA(少額投資非課税制度)の税制優遇をしのぎます。

NISA の税制優遇は、5 年間の運用収益が非課税になるというだけです。しかし、確定拠出年金には「掛け金に所得控除が適用される」「運用収益は期間に関わらず非課税」「お金を受け取るときも所得控除が適用される」と、3つの段階でそれぞれ優遇が設けられています。

例えば、パート収入のある専業主婦が、毎月 2 万円(年額 24 万円)を確定拠出年金口座に拠出する場合、所得控除によって年額 24 万円は所得から控除することができるため、課税対象所得がその分減額されて所得税・住民税を節税することができるのです。

ただ拠出できる掛け金の額には限度が決められています。

【専業主婦、公務員の掛金の拠出限度額】

	拠出限度額
専業主婦等	年額 27.6 万円 (月額 2.3 万円)
公務員	年額 14.4 万円 (月額 1.2 万円)

【専業主婦、公務員の掛金の拠出限度額】

老後に国から支給される年金の将来像が不透明です。少子高齢化の影響で公的年金制度を維持していくためには、将来の年金支給水準を引き下げざるを得ないとも言われています。そんな中、私たちは自助努力で老後の備えをしなければなりません。来年から変わる確定拠出年金制度は、自助努力による財産形成をサポートするものです。うまく活用して、少しでも安心できる老後を迎えることができるようにしたいものです。